

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第61号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年4月20日 16時35分ごろ	
発生場所	鹿児島県志布志市志布志港内 志布志港南防波堤灯台から真方位005° 1,020m付近 (概位 北緯31°27.5′ 東経131°05.5′)	
事故等調査の経過	平成22年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{サニース} SUNNY ACE（パナマ共和国）、30,807トン 9302803（IMO番号）、C.S. SUNNY, S.A. B 貨物船 ^{ハイン} HAINING（パナマ共和国）、4,250トン 8304103（IMO番号）、HAINING SHIPPING CO., LTD	
乗組員等に関する情報	A 船長、外国免状 B 船長、外国免状	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部擦過傷 B 右舷船首部外板損傷	
事故等の経過	A船は、船長Aほか18人が乗り組み、志布志港の岸壁に右舷着けで係留中、B船は、船長Bほか19人が乗り組み、後進で離岸作業中、B船が風に圧流され、平成22年4月20日16時35分ごろ、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約9～11m/s、視界 良好 海象：波浪なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、志布志港の岸壁に係留中であつたものと考えられる。 B船は、後進で離岸作業中、風に圧流されたものと考えられる。
原因	本事故は、志布志港において、A船が岸壁に係留中、B船が後進で離岸作業中、B船が風に圧流されたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	